

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案等
に対する意見提出者の一覧

(受付順、敬称略)

意見提出者(計6件)				
受付	意見受付日	意見提出者	代表者氏名等	
1	平成 30 年 10 月 31 日	個人	—	—
2	平成 30 年 11 月 26 日	西日本電信電話株式会社	代表取締役社長	小林 充佳
3	平成 30 年 11 月 26 日	東日本電信電話株式会社	代表取締役社長	井上 福造
4	平成 30 年 11 月 26 日	KDDI 株式会社	代表取締役社長	高橋 誠
5	平成 30 年 11 月 26 日	ソフトバンク株式会社	代表取締役 社長執 行役員 兼 CEO	宮内 謙
6	平成 30 年 11 月 26 日	NGN IPoE 協議会	会長	石田 慶樹

意見書

平成30年10月31日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 あて

郵便番号

(ふりがな)

住所(所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)

電話番号

電子メールアドレス

「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案等」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙様式

該当箇所	御意見
全般	「総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課」が提唱している内容では、固定電話を「IP 網（インターネットプロトコル）」に融合し、「ISP（インターネットサービスプロバイダー）」に導入する事と考えますが、通信部門の機能の新しい構造を追加し、古い構造を廃止して行く事には、私は賛成です。具体的には、新しい構造を導入する為には、古い構造を維持して行く事には、財政コストが掛かるので、解体して行く事が望ましいです。

意見書

西企営第133号
平成30年11月26日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 540-8511
(ふりがな) おおさかふおおさかしちゆうおうくばんばちょう
住 所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号
(ふりがな) にしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ
氏 名 西日本電信電話株式会社
代表取締役社長 小林 充佳
こばやし みつよし

「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案等に対する意見募集(第一種指定電気通信設備の機能の追加・廃止等に係るルールの整備)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

○電気通信事業法施行規則

該当箇所	当社意見
<p>(第一種指定電気通信設備との接続に係る機能の休止又は廃止の周知方法)</p> <p>第二十三条の九 法第三十三条の二の規定による周知は、同条に規定する機能(以下本条において「対象機能」という。)を休止し、又は廃止する日(次項において「休廃止日」という。)の三年前の日までに、対面等説明(対象機能を休止し、又は廃止しようとする旨を記載した書面を交付し、又はこれに代わる電磁的記録を提供し、及びその内容について対面又は電話若しくはこれに類する双方向の通信を用いて説明することをいう。次項において同じ。)により行わなければならない。</p> <p>2 休廃止日の三年前の日の翌日から当該休廃止日までの間に対象機能を利用しようとする他の電気通信事業者に対し、あらかじめ、当該対象機能の休止又は廃止について対面等説明をした場合には、当該他の電気通信事業者に対する法第三十三条の二の規定による周知は、前項の規定にかかわらず、適宜の方法により行うことができる。</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、対象機能の休止又は廃止の円滑な実施(法第三十三条の二に規定する他の電気通信事業者が必要な対応を円滑に行うための措置の実施を含む。)が確保される周知の方法に関する定めが法第三十三条第二項の規定に基づき認可を受け又は同条第七項の規定に基づき届け出た接続約款にある場合には、当該接続約款を定めた電気通信事業者は、当該方法により法第三十三条の二の規定による周知を行うことができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一種指定電気通信設備に係る接続機能の休廃止にあたって、当社は、これまでも休廃止に係る接続約款の変更手続き前から、当該機能を利用する他事業者との間で新規受付停止時期や移行方法等に関する事前協議を行い、当該事業者の対応期間について十分に留意するとともに、ご要望いただければ代替措置等の提案を行う等、丁寧に対応してきたところであり、今後も同様の対応を実施していく考えです。 ・ なお、利用者保護の観点から、当社は「他の電気通信事業者が必要な対応を円滑に行うための措置」を検討していく考えであるものの、当社の接続機能ではなく、類似サービスにより便益を受けられる場合や、他事業者が提供できる機能により代替措置を確保できる場合もあります。これらの代替措置も含め、当社を含めた通信業界全体で検討していく必要があると考えており、通信業界の発展を阻害せず技術の変化や経済性の観点から最適な手段を選択することが可能となるよう、ご留意いただきたいと思います。

該当箇所	当社意見
<p>(第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画の届出)</p> <p>第二十四条 法第三十六条第一項の規定による届出をしようとする者は、他の電気通信事業者が利用することができる当該第一種指定電気通信設備の機能ごとに、様式第十八の届出書(同項の規定により届け出た計画(以下この条から第二十四条の四までにおいて「届出計画」という。))の変更(次条から第二十四条の四までにおいて「計画変更」という。)を内容とする届出の場合は、届出計画の新旧対照を記載した書類を添えたものを提出しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 接続を前提としないネットワークが構築されると、網改造のための多大な時間・費用を要すること等から、円滑な接続に支障が生じないよう、「網機能提供計画」制度が創設されましたが、当社はこれまでも情報開示や要望事業者への適正な費用負担を前提とした機能追加等の取組みを行ってきたところであり、今後も同様の対応を実施していく考えです。 ・ 仮に円滑な接続に支障が生じない網機能まで届出対象とした場合、新たな網機能の開発期間が長期化し、通信業界全体のイノベーションに遅れが生じることで、国民の利益につながらないことから、工事(開発)着手に影響を与えない手続きとしていただきたいと考えます。具体的には、以下3点については、届出の対象外としていただきたいと考えます。 <ul style="list-style-type: none"> ① 接続要望事業者を実質的に制約せず、既製品で接続可能な方法があると見込まれ、かつ当該機能を利用するための既存の接続条件が著しく不利益な変更とならない機能 ② 既に他事業者が提供している等、新奇性がなく公知の技術を用いて提供される機能 ③ 事業者間で事前に刷り合わせを行うもの ・ 以上を踏まえ、接続を前提として開発された装置であるルータ等は、円滑な接続に支障が生じるような問題はこれまで発生しておらず、上述の①、②に該当するため、届出の対象外としていただきたいと考えます。 ・ また、上述の③を踏まえ、PSTN マイグレーションに係る事業者間意識合わせの場で議論されている機能に関して、総務大臣の承認を受けた場合、届出の対象外となることが規定(省令改正案附則第二条)されたことについて賛同いたします。なお、今後、同様に事業者間で事前に協議を行い、認識を合わせた上で実現される新たな機能についても、同様に届出の対象外としていただきたいと考えます。

該当箇所	当社意見
<p>(届出の期限)</p> <p>第二十四条の二 法第三十六条第一項の総務省令で定める日数は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。</p> <p>[一・二 略]</p> <p>三 次に掲げる場合(前二号に掲げる場合を除く。) 四十日</p> <p>[イ・ロ・ハ 略]</p> <p>ニ 工事開始日を短縮予定日に変更したとしても他の電気通信事業者の電気通信設備と第一種指定電気通信設備との円滑な接続に支障が生ずるおそれがないものとして総務大臣の承認を受けた場合において工事開始日を短縮予定日以後の日に変更するとき(ハに掲げるときを除く。)</p> <p>[四 略]</p> <p>[2・3 略]</p>	<ul style="list-style-type: none"> 円滑な接続に支障が生ずるか否かを総務大臣が承認する際の確認にあたって、サービス提供を行う事業者間の公正で健全な競争環境が損なわれることがないかについて、十分に考慮いただきたいと考えます。また、判断いただく際には、その結論に至った理由について添えていただきたいと考えます。

意見書

東経企営第18-139号
平成30年11月26日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 163-8019
(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにししんじゅく
住 所 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
(ふりがな) ひがしにっぽんでんしんでんわかぶしがいしゃ
氏 名 東日本電信電話株式会社
代表取締役社長 いのうえ ふくぞう 井上 福造

「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案等に対する意見募集(第一種指定電気通信設備の機能の追加・廃止等に係るルールの整備)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

○電気通信事業法施行規則

該当箇所	当社意見
<p>(第一種指定電気通信設備との接続に係る機能の休止又は廃止の周知方法)</p> <p>第二十三条の九 法第三十三条の二の規定による周知は、同条に規定する機能(以下本条において「対象機能」という。)を休止し、又は廃止する日(次項において「休廃止日」という。)の三年前の日までに、対面等説明(対象機能を休止し、又は廃止しようとする旨を記載した書面を交付し、又はこれに代わる電磁的記録を提供し、及びその内容について対面又は電話若しくはこれに類する双方向の通信を用いて説明することをいう。次項において同じ。)により行わなければならない。</p> <p>2 休廃止日の三年前の日の翌日から当該休廃止日までの間に対象機能を利用しようとする他の電気通信事業者に対し、あらかじめ、当該対象機能の休止又は廃止について対面等説明をした場合には、当該他の電気通信事業者に対する法第三十三条の二の規定による周知は、前項の規定にかかわらず、適宜の方法により行うことができる。</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、対象機能の休止又は廃止の円滑な実施(法第三十三条の二に規定する他の電気通信事業者が必要な対応を円滑に行うための措置の実施を含む。)が確保される周知の方法に関する定めが法第三十三条第二項の規定に基づき認可を受け又は同条第七項の規定に基づき届け出た接続約款にある場合には、当該接続約款を定めた電気通信事業者は、当該方法により法第三十三条の二の規定による周知を行うことができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一種指定電気通信設備に係る接続機能の休廃止にあたって、当社は、これまでも休廃止に係る接続約款の変更手続き前から、当該機能を利用する他事業者との間で新規受付停止時期や移行方法等に関する事前協議を行い、当該事業者の対応期間について十分に留意するとともに、ご要望いただければ代替措置等の提案を行う等、丁寧に対応してきたところであり、今後も同様の対応を実施していく考えです。 ・ なお、利用者保護の観点から、当社は「他の電気通信事業者が必要な対応を円滑に行うための措置」を検討していく考えであるものの、当社の接続機能ではなく、類似サービスにより便益を受けられる場合や、他事業者が提供できる機能により代替措置を確保できる場合もあります。これらの代替措置も含め、当社を含めた通信業界全体で検討していく必要があると考えており、通信業界の発展を阻害せず技術の変化や経済性の観点から最適な手段を選択することが可能となるよう、ご留意いただきたいと思います。

該当箇所	当社意見
<p>(第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画の届出)</p> <p>第二十四条 法第三十六条第一項の規定による届出をしようとする者は、他の電気通信事業者が利用することができる当該第一種指定電気通信設備の機能ごとに、様式第十八の届出書(同項の規定により届け出た計画(以下この条から第二十四条の四までにおいて「届出計画」という。))の変更(次条から第二十四条の四までにおいて「計画変更」という。)を内容とする届出の場合は、届出計画の新旧対照を記載した書類を添えたものを提出しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 接続を前提としないネットワークが構築されると、網改造のための多大な時間・費用を要すること等から、円滑な接続に支障が生じないよう、「網機能提供計画」制度が創設されましたが、当社はこれまでも情報開示や要望事業者への適正な費用負担を前提とした機能追加等の取組みを行ってきたところであり、今後も同様の対応を実施していく考えです。 ・ 仮に円滑な接続に支障が生じない網機能まで届出対象とした場合、新たな網機能の開発期間が長期化し、通信業界全体のイノベーションに遅れが生じることで、国民の利益につながらないことから、工事(開発)着手に影響を与えない手続きとしていただきたいと考えます。具体的には、以下3点については、届出の対象外としていただきたいと考えます。 <ul style="list-style-type: none"> ① 接続要望事業者を実質的に制約せず、既製品で接続可能な方法があると見込まれ、かつ当該機能を利用するための既存の接続条件が著しく不利益な変更とならない機能 ② 既に他事業者が提供している等、新奇性がなく公知の技術を用いて提供される機能 ③ 事業者間で事前に刷り合わせを行うもの ・ 以上を踏まえ、接続を前提として開発された装置であるルータ等は、円滑な接続に支障が生じるような問題はこれまで発生しておらず、上述の①、②に該当するため、届出の対象外としていただきたいと考えます。 ・ また、上述の③を踏まえ、PSTN マイグレーションに係る事業者間意識合わせの場で議論されている機能に関して、総務大臣の承認を受けた場合、届出の対象外となることが規定(省令改正案附則第二条)されたことについて賛同いたします。なお、今後、同様に事業者間で事前に協議を行い、認識を合わせた上で実現される新たな機能についても、同様に届出の対象外としていただきたいと考えます。

該当箇所	当社意見
<p>(届出の期限)</p> <p>第二十四条の二 法第三十六条第一項の総務省令で定める日数は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。</p> <p>[一・二 略]</p> <p>三 次に掲げる場合(前二号に掲げる場合を除く。) 四十日</p> <p>[イ・ロ・ハ 略]</p> <p>ニ 工事開始日を短縮予定日に変更したとしても他の電気通信事業者の電気通信設備と第一種指定電気通信設備との円滑な接続に支障が生ずるおそれがないものとして総務大臣の承認を受けた場合において工事開始日を短縮予定日以後の日に変更するとき(ハに掲げるときを除く。)</p> <p>[四 略]</p> <p>[2・3 略]</p>	<ul style="list-style-type: none"> 円滑な接続に支障が生ずるか否かを総務大臣が承認する際の確認にあたって、サービス提供を行う事業者間の公正で健全な競争環境が損なわれることがないかについて、十分に考慮いただきたいと考えます。また、判断いただく際には、その結論に至った理由について添えていただきたいと考えます。

意見書

平成 30 年 11 月 26 日

総務省総合通信基盤局電気通信事業部
料金サービス課 御中

郵便番号 163-8003

住 所 とうきょうとしんじゅくにしんじゅくにちようめさんばんにごう 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

氏 名 かぶしがいしゃ KDDI 株式会社

だいひょうとりしまりやくしやちよう たかはし まこと
代表取締役社長 高橋 誠

「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案等に対する意見募集（第一種指定電気通信設備の機能の追加・廃止等に係るルールを整備）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

（文中では敬称を省略しております。）

該当箇所	弊社意見
電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）の一部を改正する省令案	
<p>第二十四条の二 法第三十六条第一項の総務省令で定める日数は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。</p> <p>(略)</p> <p>第二十四条の四</p> <p>2 法第三十六条第二項の規定による公表をしようとする者は、前項ただし書の場合を除き、意見受付期間（届出計画について他の電気通信事業者からの意見を受け付ける三十日（既報告変更について意見を受け付ける場合にあつては、十日（休日数は算入しない。））以上の期間であつて、一般公表日の翌日から起算するものをいう。）を設けなければならない。</p>	<p>他事業者からの意見受付期間を設けるとともに、円滑な接続に支障が生ずることを防止するためやむを得ないと総務大臣が認める場合は工事開始日を延期できることや、事業者からの意見が無い場合、または円滑な接続に支障が生ずるおそれがないものとして総務大臣の承認を受けた場合は、工事開始日を短縮することが可能となる等の措置を講じる改正案であることから、以下 2 点の両立が可能になるとともに、NTT 東・西が「網機能」の新設・変更等に係る他事業者対応を丁寧に行うインセンティブが確保され、他事業者における円滑な運用が確保できるものとするため、本改正案に賛同いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 円滑な接続に支障がある場合は、接続事業者からの意見提示や「網機能」の新設・変更等に対応する期間の十分な確保 ・ 円滑な接続に支障がない場合は、早期の工事着手によるタイムリーな「網機能」の提供
<p>第二十四条の三 法第三十六条第二項の規定による公表をしようとする者は、届出計画を当該届出の後直ちにインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により公表しなければならない。(略)</p>	<p>届出計画の公表を官報掲載からインターネットを利用した公表に変更することで、公表の即時性が確保されるとともに、届出様式に公表 URL 等が追加されることにより、公表が着実に行われたことが確認できるため、本改正案に賛同いたします。</p>
<p>第二十四条の四 法第三十六条第二項の規定による公表をしようとする者は、事前に申出のあつた電気通信事業者に対して通知した上で、前条に規定する方法により届出計画を公表した日（次項において「一般公表日」という。）から十日以内（既に電気通信事業報告規則第三条の二による報告をした届出計画の変更を内容とする届出計画（次項において「既報告変更」という。）にあつては、五日以内）（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日の日</p>	<p>他事業者の意見を聴取・反映し円滑な接続を確保するため、早期に説明会を開催すること、また他事業者の意見聴取のための十分な期間が確保されていることから、本改正案に賛同いたします。</p> <p>また、NTT東・西は、接続事業者が公表された内容を速やかに認識できるよう、総務省への届出とあわせて、当該届出をした旨をメール等により接続事業者に周知するとともに、説明会の開催案内についても、メール等により接続事業者に対して漏れなく周知することが必要であると考へます。</p>

<p>数（次項において「休日数」という。）は、算入しない。）に、当該届出計画に関する説明会を開催しなければならない。ただし、<u>出席を求める者がない場合</u>並びに当該届出計画が法第三十六条第三項の規定による勧告を受けて行う計画変更を内容とする場合及び第二十四条の二第二項の規定による通知を受けて行う計画変更を内容とする場合は、開催を要しない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>なお、改正案において、説明会の開催を要しない場合の条件として、「出席を求める者がない場合」という規定がありますが、この「出席を求める者がない場合」の規定の意味は、「NTT東・西が自社の判断で出席を求めない者と判断する場合」という意味ではなく、「NTT東・西が説明会の開催を案内したものの、説明会への出席を希望する他事業者がいなかった場合」という意味だと理解しております。</p>
<p>第二十四条の五 法第三十六条第一項の総務省令で定める機能は、次のとおりとする。</p> <p>一～八（略）</p> <p>九～十四（削除）</p>	<p>今後ますます重要性が高まる NGN との円滑な接続を確保するため、ルータ・SIP サーバ等の設備についても「網機能提供計画」制度の対象とする本改正案に賛同いたします。</p>
<p>附則</p> <p>第二条 この省令の施行の際現に設けられている多数の関係電気通信事業者（第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及びその他の関係する電気通信事業者をいう。）による協議の場における協議の結果に基づき、平成二十九年三月二十八日又は同年九月二十七日に行われた情報通信審議会の答申の趣旨にのっとりその変更又は追加がされる対象網機能（新施行規則第二十四条の五に掲げるもの以外の第一種指定電気通信設備の機能をいう。次項において同じ。）であって、当該協議の状況、当該変更又は追加に関連する情報の提供の方法その他の事情を勘案し第一種指定電気通信設備との接続に支障を生じるおそれがないものとして総務大臣の承認を受けた機能は、当分の間、電気通信事業法（以下「法」という。）第三十六条第一項の総務省令で定めるものとみなす。</p>	<p>本附則に記載された「網機能」は、固定電話網の IP 網への移行（以下、「PSTN マイグレーション」という。）に係る事業者間協議において議論が行われている「網機能」を対象としています。</p> <p>PSTN マイグレーションに係る「網機能」については、円滑な接続を行うことを目的として、事前に関係事業者間で協議・合意し、関係事業者の意見を反映して構築されるものであり、事前に本改正の主旨を踏まえた対応を行っているものと考えられることから、PSTN マイグレーションに係る経過措置として、当該「網機能」について、第一種指定電気通信設備との接続に支障を生じるおそれがないものとして総務大臣の承認を受けた場合は、届出対象外とすることについて賛同いたします。</p>

電気通信事業報告規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号）の一部を改正する省令案

第三条の二 施行規則第二十四条の四第二項の規定により意見受付期間（同項に規定する意見受付期間をいう。以下この条において同じ。）を設けた電気通信事業者は、当該意見受付期間の経過後同令様式第十八の「15 工事開始予定年月日」の欄に記載された日の三十日（同項括弧書の場合及び同令第二十四条の二第一項第三号ロの規定が適用された届出計画について意見受付期間を設けた場合にあっては、七日（同令第二十四条の四第一項に規定する休日数は算入しない。））前までに、様式第二十二の二により、当該意見受付期間内における他の電気通信事業者からの意見の提出に関する状況について、総務大臣に報告しなければならない。

接続事業者側のシステム改修等の期間が考慮されず、NTT 東・西と接続事業者との協議・調整が整わない等の場合は円滑な接続が妨げられることから、NTT 東・西が、接続事業者から受け付けた意見を総務大臣に報告し、総務省がその報告内容を十分考慮できる運用とすることについて賛同いたします。

以上

意見書

平成 30 年 11 月 26 日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 御中

郵便番号 105-7317

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんぼし

住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな) かぶしがいしゃ

氏 名 ソフトバンク株式会社

だいひょうとりしまりやく しゃちょうしつこうやくいん けん しーいーおー みやうち けん
代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮内 謙

「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案等に対する意見募集（第一種指定電気通信設備の機能の追加・廃止等に係るルールの整備）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり、弊社の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

該当箇所	意見
電気通信事業法施行規則 第二十四条～ 第二十四条の五	本省令改正案に賛同します。今後、IP-IP 接続の実現を控えており、また、商用開始から10年経過したNGNの設備更改(又は新たなNGNの構築)等も想定されます。ネットワークや技術基盤の変革期においては、公正競争を確保できる環境の整備が必要であり、環境整備の一環として、本省令改正案は適当と考えます。

以上

意見書

平成 30 年 11 月 26 日

総務省総合通信基盤局 料金サービス課 御中

郵便番号107-0052

(ふりがな) とうきょうとみなとくあかさか2-5-1 エスゲイトあかさかさんのう7かい

住所(所在地) 東京都港区赤坂2-5-1

SGATE赤坂山王7階 (JPNE内)

NGN IPoE きょうぎかい かいちょう いしだよしき

NGN IPoE 協議会 会長 石田慶樹

「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案等に対する意見募集(第一種指定電気通信設備の機能の追加・廃止等に係るルールの整備)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
<p>法修正案 第二十四条の二 二</p> <p>他の電気通信事業者の電気通信設備と第一種指定電気通信設備との円滑な接続に支障が生ずることを防止するためやむを得ないと総務大臣が認める場合(前号に掲げる場合を除く。)総務大臣が別に定める二百日以内の日数</p> <p>及び別紙 1 P.4 「提出期限」</p> <p>(略)</p> <p>・ 他事業者からの要望・意見も十分考慮して円滑な接続に支障が生ずるおそれがあると総務省が認めてその旨を理由と併せて届出事業者に通知した場合は、届出日から「200 日」までの範囲内で、工事開始日の後ろ倒しをしなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>新しい接続機能の提供開始日を後ろ倒しさせることにより市場競争を阻害する可能性があります。従って総務省が計画変更を指示する期限の明確化や、総務省におけるその判断基準の明確化をするべきです。</p> <p>また NTT 東西が届出した後に「他事業者からの要望・意見も十分考慮して円滑な接続に支障が生ずるおそれがあると総務省が認めてその旨を理由と併せて通知・公表した場合は、届出から「200 日」までの範囲内で、工事開始日の後ろ倒しをしなければならないものとする」ことについても、新しい接続機能の提供開始日を後ろ倒しさせることにより市場競争を阻害する可能性があります。</p> <p>従って総務省が計画変更を指示する期限の明確化や、総務省におけるその判断基準の明確化をするべきです。</p>
<p>法修正案 第二十四条の二 四</p> <p>前各号に掲げる場合以外の場合九十日</p> <p>及び別紙 1 P.4 「提出期限」</p> <p>(略)</p> <p>これらを踏まえ、届出期限については、原則を「90 日前」(変更届出は原則 40 日前)とすることが適当。ただし、柔軟性確保のため、併せて次の各措置を講ずることが適当。</p> <p>(略)</p>	<p>届出から工事開始までの最短日数が「200 日前」から「90 日前」に変更することについて賛同いたします。</p>
<p>法修正案 第二十四条の三</p> <p>法第三十六条第二項の規定による公表をしようとする者は、届出計画を当該届出の後直ちにインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により公表しなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、総務大臣の承認を受けて、その一部を公表しないことができる。</p>	<p>公表方法について官報掲載からインターネット利用に変更することに賛同いたします。</p>

及び別紙 1 P.4 「公表方法」

○ 制度創設当時と異なり、現在は法定の公表であってもインターネットの利用により行われることが一般的となり特段の問題も顕在化していない(※)ことから、官報掲載等ではなく、インターネットの利用により即時に行うとするルールに変更する。(ただし、公表が着実に行われたことを確認できるようにするため、総務省への届出事項に公表URL等を追加することとする。)

法修正案 第二十四条の四

法第三十六条第二項の規定による公表をしようとする者は、事前に申出のあつた電気通信事業者に対して通知した上で、前条に規定する方法により届出計画を公表した日(次項において「一般公表日」という。)から十日以内(既に電気通信事業報告規則第三条の二による報告をした届出計画の変更を内容とする届出計画(次項において「既報告変更」という。)にあつては、五日以内)(行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)第一条第一項各号に掲げる日の日数(次項において「休日数」という。)は、算入しない。)に、当該届出計画に関する説明会を開催しなければならない。ただし、出席を求める者がいない場合並びに当該届出計画が法第三十六条第三項の規定による勧告を受けて行う計画変更を内容とする場合及び第二十四条の二第二項の規定による通知を受けて行う計画変更を内容とする場合は、開催を要しない

2 法第三十六条第二項の規定による公表をしようとする者は、前項ただし書の場合を除き、意見受付期間(届出計画について他の電気通信事業者からの意見を受け付ける三十日(既報告変更について意見を受け付ける場合にあつては、十日(休日数は算入しない。))以上の期間であつて、一般公表日の翌日から起算するものをいう。)を設けなければならない。

ルータ等に関する新しい接続機能の開発着手に必要な検討をNTT東西にて完了し、その後に接続事業者等から広くあまねく意見を求め反映する期間を設けることは、その期間だけ、現行の「情報開示告示」の制度に比べ、新しい接続機能の提供開始が遅れる可能性があります。従って NGN を構成する全てのルータ等を一律に届出対象とせず、ルータ等が提供する機能や開発内容によっては「届出対象としない」あるいは「届出期限を 90 日前までよりも短くする」ことも検討するべきです

別紙 1 P.3「現状」

○ 現実には、ルータ等により構成されるNGN(IP網)において、

・ 直接接続することができる事業者がごく少数に限定される

(IPoE 方式。当初3者、現在は16者が技術的上限とされる)

・ 機能の追加に当たり情報開示に課題があったこと等により協議が長期化したと接続事業者から指摘(優先パケット関係機能)という状況であり、ルータ等であっても他事業者との円滑な接続が必ずしも実現されない場合がみられる。

「直接接続することができる事業者がごく少数に限定される」点については、技術上の制約であり、また事業者間で十分に議論を尽くして合意して導入したものであり、制度を見直し、対象範囲を拡大したとしても、3者または16者という上限を緩和できるものではなく、かえって、導入時期が遅れるなど、市場競争におけるイノベーションを阻害することになると考えます。

「機能の追加に当たり情報開示に課題があったこと等により協議が長期化したと接続事業者から指摘(優先パケット関係機能)という状況であり、ルータ等であっても他事業者との円滑な接続が必ずしも実現されない場合がみられる。」という点については、事業者間の協議におけるコミュニケーション上の課題であり、制度を見直し、対象範囲を拡大したとしても、解決できるものではなく、かえって、協議を開始する時期が遅れるなど、効率的なインターネット環境の発展に支障をきたすことになると考えます。

よって、課題が不明確なまま制度改正を行おうとしている状況にあると考えられ、届出を必要とする開発の内容を明確化するなど、慎重な議論が必要です。

また制度改正について、インターネット上での新しい接続機能のタイムリな提供による接続事業者間のサービス競争や、その競争によるイノベーション創出を阻害することが無いよう十分に配慮すべきであると考えます。

従って、接続を前提として開発されているルータ等について「網機能提供計画」制度に基づき、NTT 東西が開発着手する事前に全ての場合において届出を実施することについて反対します。